

単品スライド条項の運用について

日 時：平成20年6月27日(金) 14:00~15:30

場 所：さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階 5E

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

●工事請負契約書第25条第5項の運用について

3. 質議応答

4. 閉 会

今回の単品スライド対象工事

平成20年6月13日工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用を発動

○条項発動の対象となる工事

- 6月13日時点で継続中の工事
- 今後新規発注する工事

【留意事項のポイント】

① 継続中工事の「既済検査+支払い」の扱い **通達1. (2)、6及び7**

→ 既済検査時に「条項発動条件」が付与されているか否か？

② 発動期間

→ 当面の間の暫定的措置であり、恒久的措置ではない。

(今後の資材価格の動向を踏まえて、今後の対応を判断)

今回の単品スライドの対象資材

対象資材は、「鋼材類」と「燃料油」 通達1. (1)

鋼材類： H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等
(ただし、非鉄金属は含まない)

燃料油： 軽油、ガソリン、混合油、重油

対象工事費の1%を超える品目が対象 通達1. (2)、6及び7

- 鋼材類、燃料油について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象
(※ 「品目類ごとの増額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼……などの合計額)
(※ ただし、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が1%を超えるものを対象とする主旨ではない)

各資材価格の変動による工事価格の上昇への影響が客観的に説明可能なことが必要

- 個別の資材価格が積算の内訳を構成している要素である場合
- 上記以外でも、個別の資材価格の変動による工事価格への上昇の影響が
客観的に説明可能な場合 (例: 燃料油が積算内訳の構成要素でない資材運搬費など)

「対象工事費」について

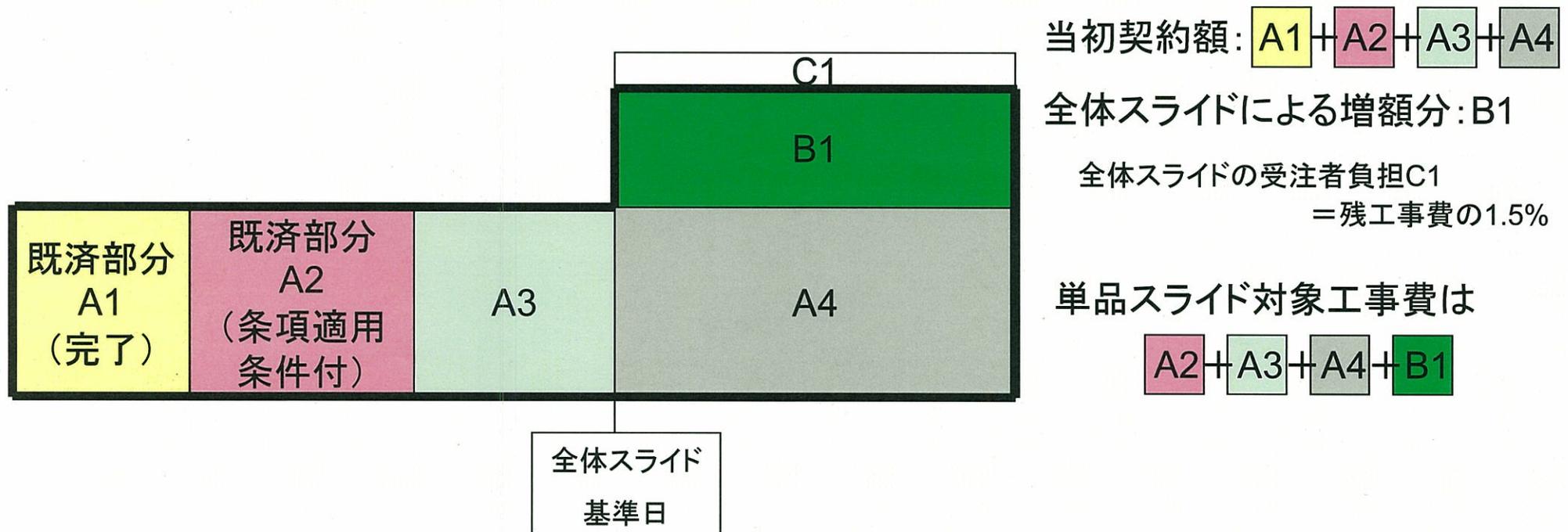
「対象工事費」とは、基本的には「最終的な全体工事費」

● ただし、以下の部分は除かれる。

- ① 本条項適用以前に「既済部分検査＋支払い」が完了している部分
- ② 条項適用条件を付すことなく「既済部分検査＋支払い」が完了している部分

対象工事費の概念

(全体スライドを適用した場合の工事例)

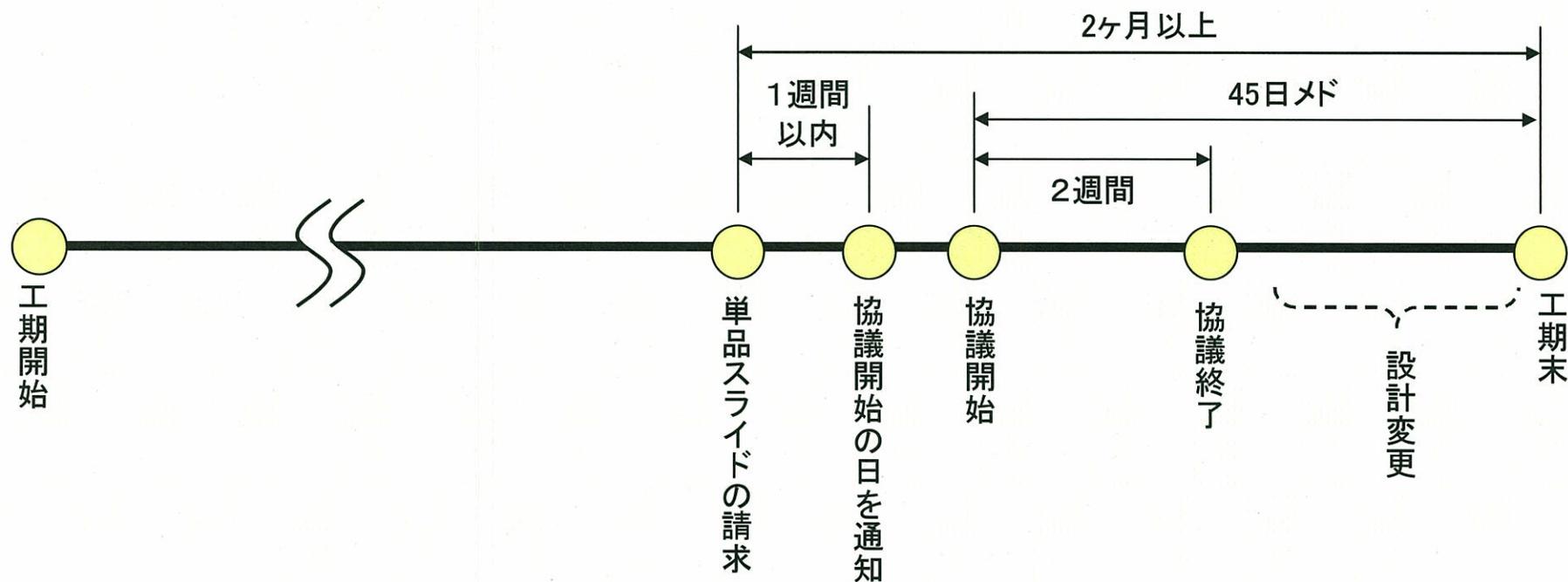


申請・協議の手続きについて

○単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

但し、工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期内であれば7月30日まで請求が可能

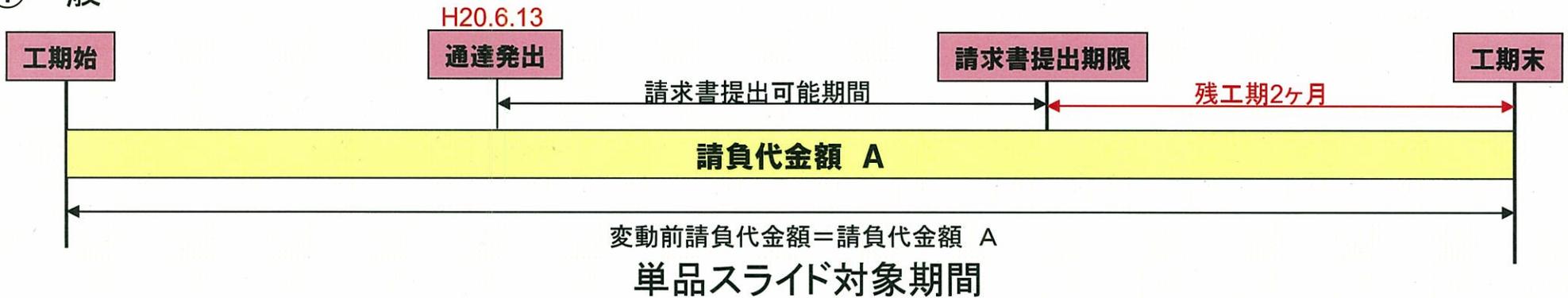
※部分引き渡しを行う「指定部分」は、の部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。(工期が平成20年9月30日以前の工期は、上記と同様)



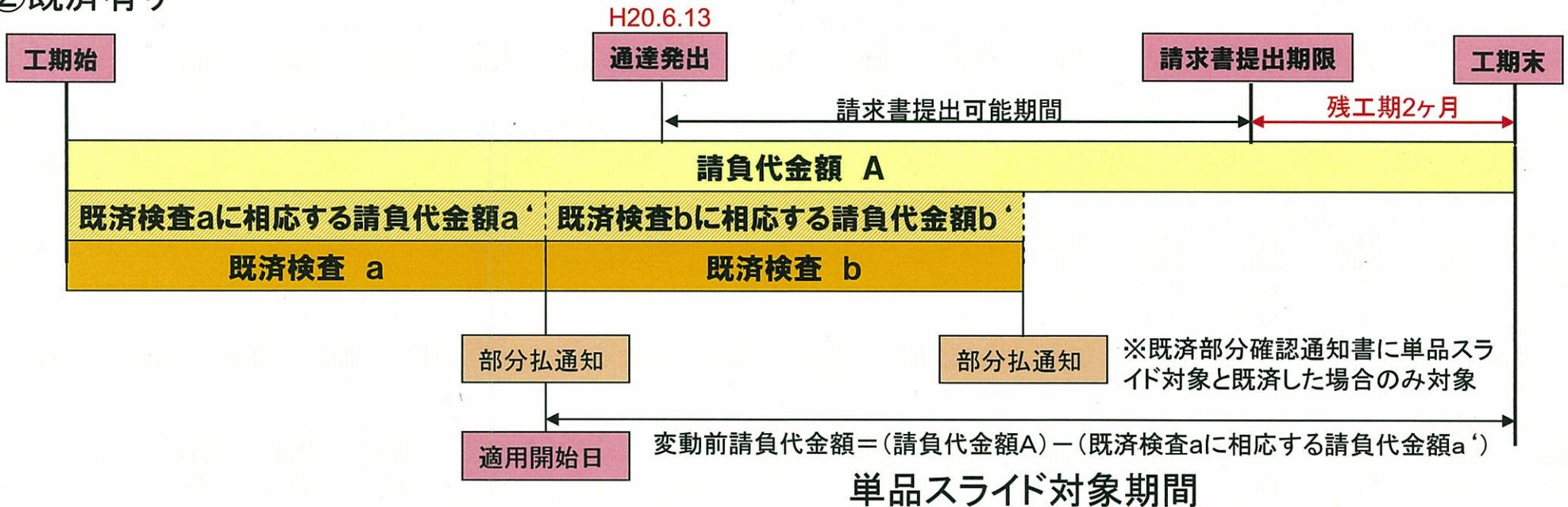
単品スライド 対象期間

単品スライド単独型

① 一般



② 既済有り



単品スライド 対象期間

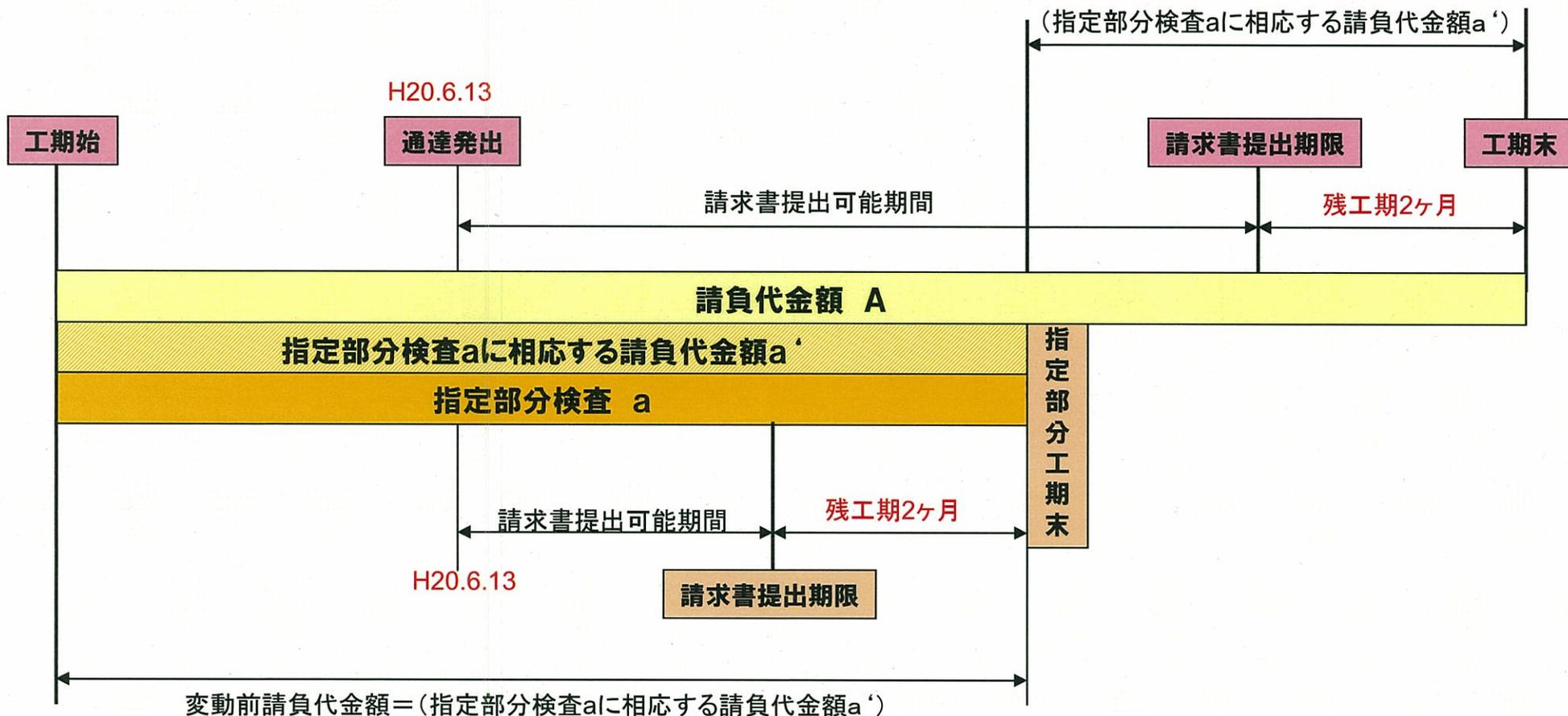
単品スライド単独型

②指定部分有り

②指定部分以外の単品スライド対象期間

$$\text{変動前請負代金額} = (\text{請負代金額}A) -$$

$$(\text{指定部分検査}a\text{に}\text{相}\text{応}\text{す}\text{る}\text{請}\text{負}\text{代}\text{金}\text{額}a')$$

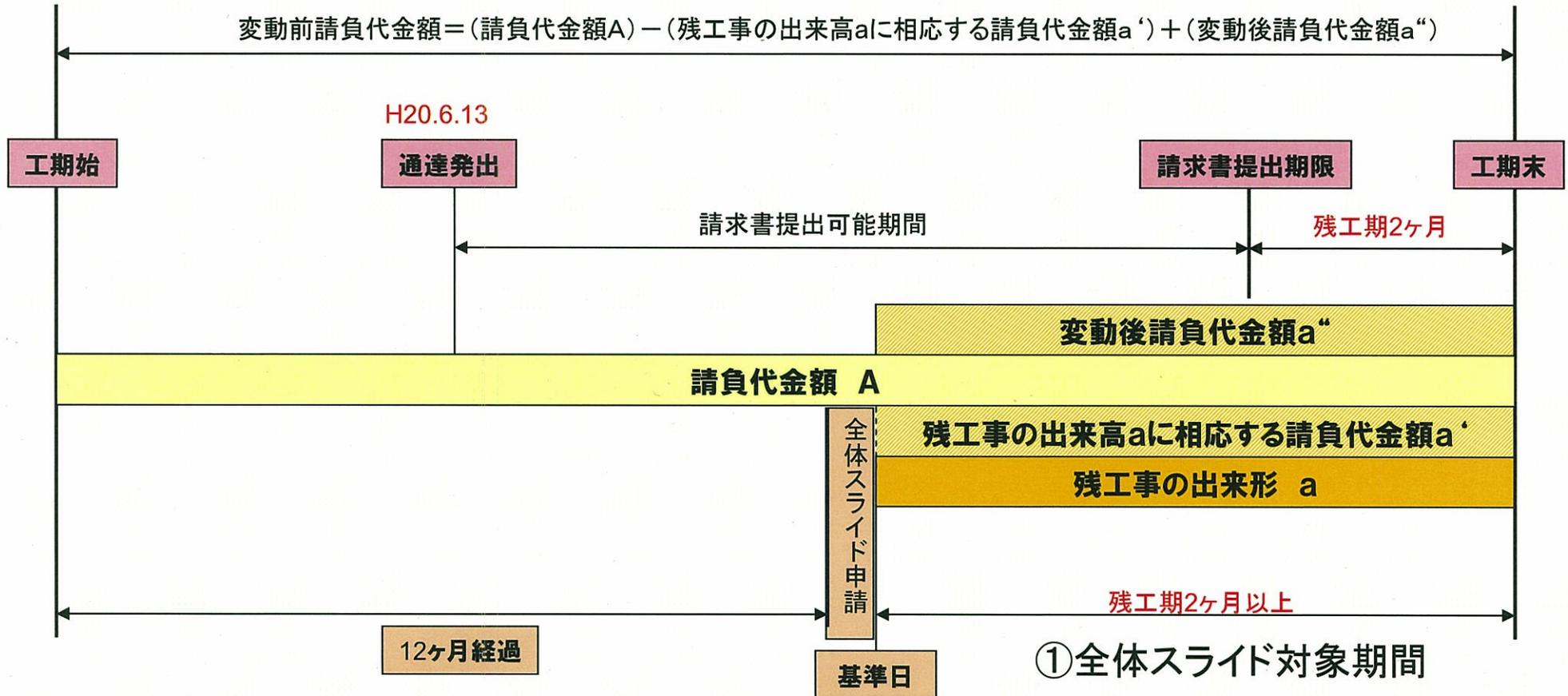


①指定部分に関する単品スライド対象期間

単品スライド 対象期間

全体スライド併用型

②単品スライド対象期間



スライド額の算定方法

- ①スライド額は、対象となった鋼材類又は燃料油に該当する対象資材の単価の変化から変動額を算定し、対象となる工事費の1%を超える額。 **通達1.(1)**
- ②但し、実際に要していない費用まで発注者が追加で支払うことは適切ではないため、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか安い方とする。 **通達2.(2)**

●スライド額 = 鋼材の変動額 + 燃料油の変動額 - 対象工事費 × 1%

$$(M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) - P \times 1/100$$

● $M_{鋼}^{当初}$, $M_{油}^{当初}$ (当初の鋼材類又は燃料油の金額)

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$\{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105 / 100$$

● $M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$ (変動後の鋼材類又は燃料油の金額)

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$\{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105 / 100$$

実勢価格を使用する場合は落札率がかかる

ただし、上記の式に基づき算出した $M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$ は実際の購入金額とする。

・実際の購入金額には落札率はかからない
・個別の材料毎ではなく、品目毎の合計値で実勢価格と購入価格の安い方の金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の実勢単価

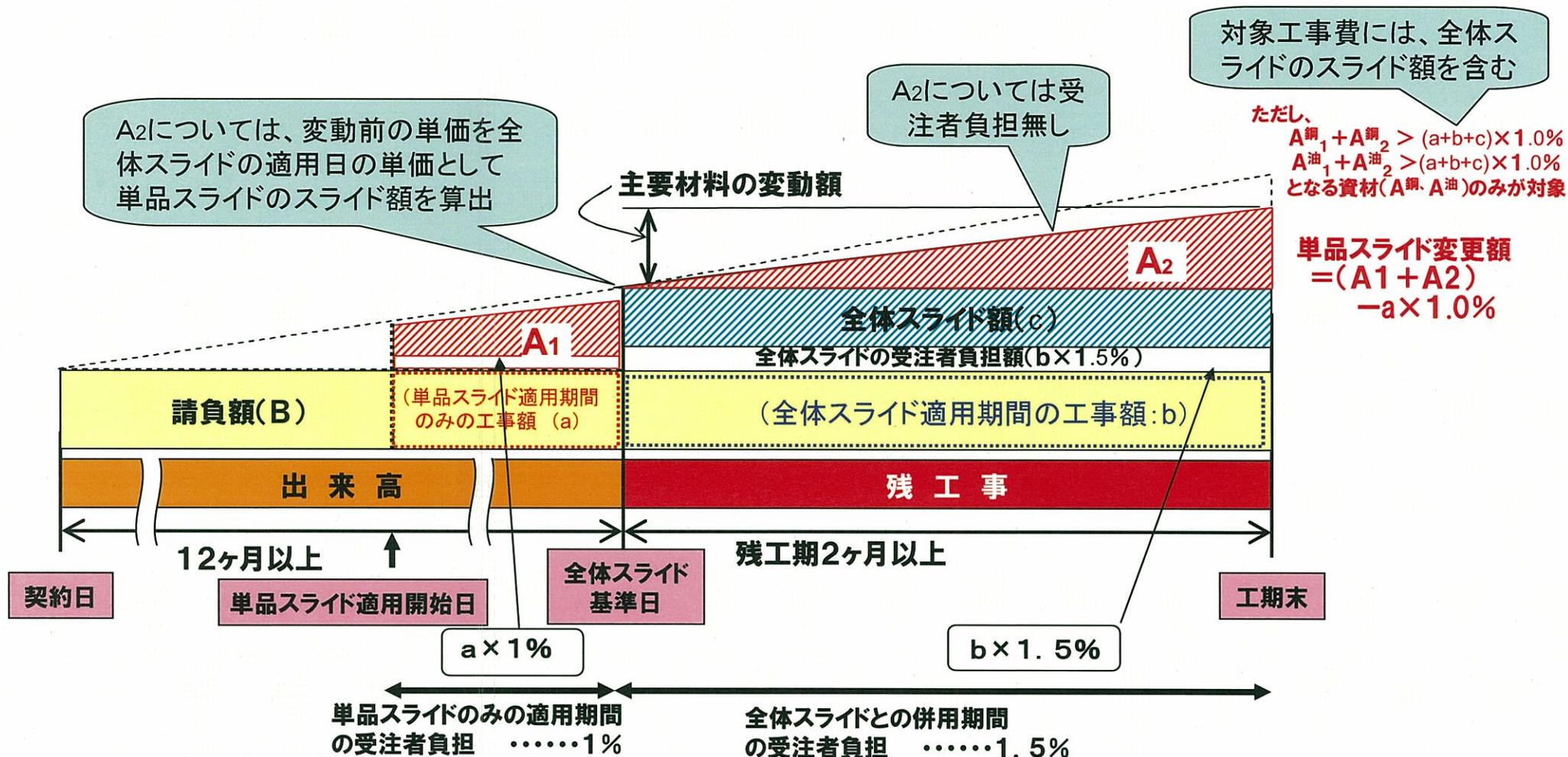
p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価(搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値。)

D : 各対象材料について算定した対象数量

P : 対象工事費

全体スライドと単品スライドの併用について

- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
 - ①単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価
 - ②単品スライドの受注者負担はなし
- ・単品スライドは、変動額が対象工事費(全体スライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能



単品スライド条項の運用について（ポイント）

1. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）

【スライド適用の対象工事】

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事

2. スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

乙は、乙が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

(注) 燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

3. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場に搬入された月の実勢価格

(注) 複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

4. スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

5. スライド額（S）の計算

$$\begin{array}{l} \text{【鋼材類】} \{ \text{搬入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量}^{(\text{上記4})} \dots(\text{注}) \\ +) \text{【燃料油】} \{ \text{購入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量}^{(\text{上記4})} \dots(\text{注}) \\ -) \text{スライド前の請負代金額の1\%相当額} \\ \hline \text{スライド額 (S)} \end{array}$$

(注) 乙が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

6. その他

- ① 部分引渡しをした工事の部分、部分払^{*}の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

^{*} 乙の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

- ② 工期末が平成20年9月30日以前である工事についての適用申請は、7月30日まで

平成20年6月13日
 国土交通省
 大臣官房地方課
 大臣官房技術調査課
 大臣官房官庁営繕部計画課
 大臣官房公共事業調査室

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について

国土交通省直轄工事において、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本日、本条項の当面の運用ルールを定め、本条項を発動することとしましたのでお知らせします。

これは、昭和55年以来28年ぶりの措置であり、工事請負契約書に本条項を設けてからは、初めての発動となります。

なお、地方公共団体や関係業団体等に対しても本日周知します。

<問い合わせ先>

大臣官房技術調査課	事業評価・保全企画官	森本 輝
	TEL	03(5253)8111(内線22353)
	直通	03(5253)8221
大臣官房地方課	公正入札監視官	塩見 英之
	TEL	03(5253)8111(内線21952)
	直通	03(5253)8919
大臣官房官庁営繕部計画課	課長補佐	野崎 教之
	TEL	03(5253)8111(内線23243)
	直通	03(5253)8237
大臣官房公共事業調査室	課長補佐	森 弘継
	TEL	03(5253)8111(内線24295)
	直通	03(5253)8258

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。(参考資料①②)

2. 今回の運用基準について

① 条項適用の対象とする資材

鋼材類と燃料油の2資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、各資材における価格変動の状況及び工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の2資材を対象としました。

② 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

工事請負契約書第25条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基づき定められています。

この考え方に沿って、今回の運用基準においては、資材価格の上昇による請負代金額の増加分が、対象工事費（注1）の1%を超える額を発注者が負担することとしました。

注1： 基本的には工事の請負代金額の総価であるが、年度をまたがる工事や、全体スライドとの併用工事などについては、適用開始以前の出来高部分に相応する請負代金額を控除した額とする。

③ 具体的な算定方法など

具体的な算定方法については、（参考資料③）に示すとおりです。

3. 単品スライド条項制定の経緯(参考)

- ・ 昭和54～55年にかけて、いわゆる第二次オイルショック時に一部の石油関連資材の価格が高騰し、建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状況にみまわれた。この時点では、契約約款には具体的な定めがなく、昭和55年度は、暫定措置として、実施約款の附則として「特約条項」を設けて、請負代金額の変更に対応した。
- ・ 昭和56年度にはこの「特約条項」を一般化し、特別な要因に起因する建設資材の流動化傾向に備えるため置かれた規定が、現在の第25条5項に相当する。ただし、具体の運用基準については定めがなかった。
- ・ 昭和55年度に行った実態上の対応は別として、一般化した形式で条項が制定されて以来、具体の運用基準を定めて本条項が発動されるのは初めてのことである。
- ・ なお、工事期間中の資材価格の変動に対応する措置を定めた条項は、この特定の資材の価格上昇を対象にした単品スライド条項のほか、
 - 資材価格、労務単価等の価格水準全般の変動を対象としたいわゆる「全体スライド条項」(契約約款第25条第1項～4項)
 - 極めて急激なインフレ、デフレを対象とした短期間の急激な価格水準全般の変動を対象にしたいわゆる「インフレスライド条項」(同第6項)が定められており、状況に応じてそれぞれを使い分けることとしている。

「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項) 参考資料①

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレ
スライド

スライド条項について(契約約款第25条)

参考資料②

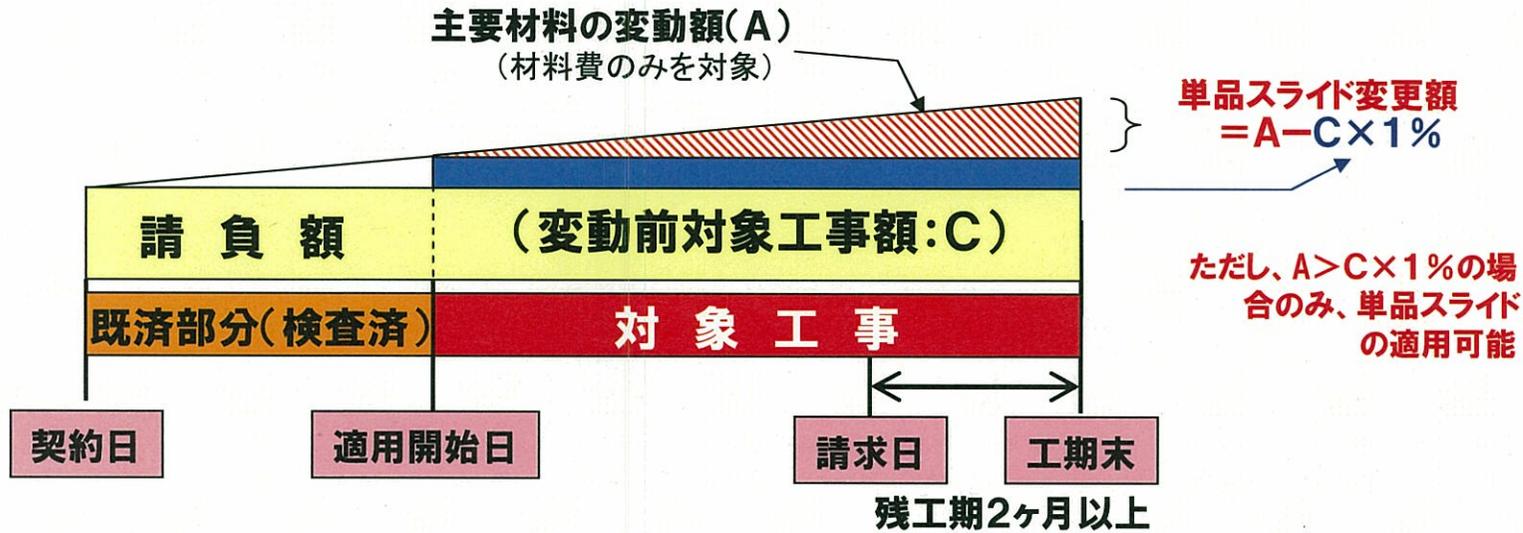
価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

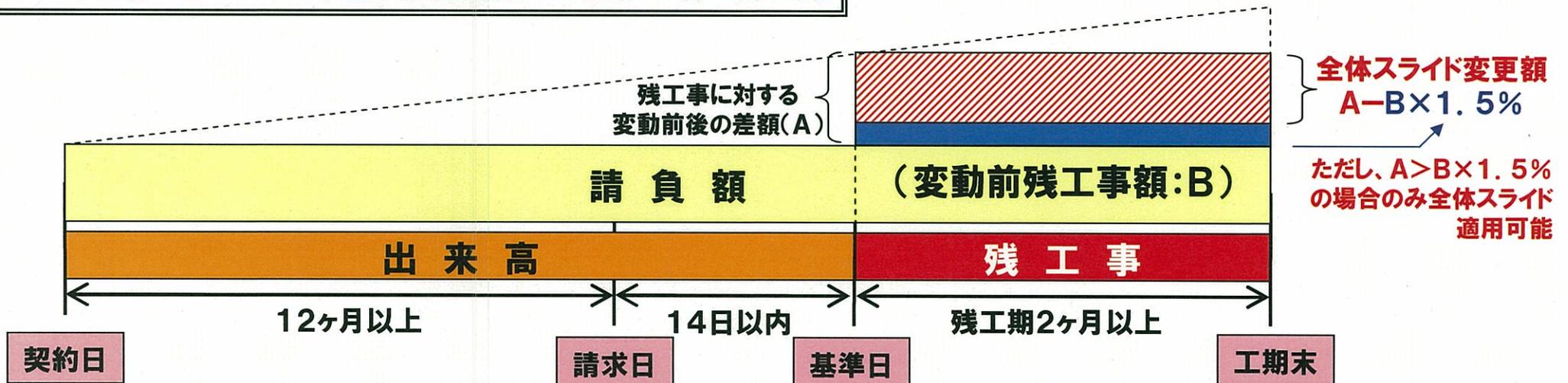
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可 能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著し い価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならな い工事にも適用できる補完的措置)
請負額変更 の方法	対象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライドと併用の場合、全体スライ ド適用期間における負担はなし)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり (直轄土木工事H18実績7件)	S55に1回 それ以降発動実績なし

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類、燃料油



(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



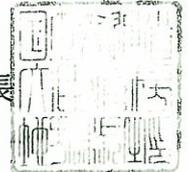


国地契第9号
 国技建第1号
 国営計第24号
 平成20年6月13日

関東地方整備局企画部長 殿

国土交通省大臣官房

地方課長



技術調査課長



官庁営繕部計画課長



工事請負契約書第25条第5項の運用について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）記第25条関係に定めるもののほか、当分の間、下記のとおり運用することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

記

1. 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{當初}$, $M_{油}^{當初}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4. の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第37条第3項に規定する通知の書面において、6. の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{當初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{當初}) - P \times 1/100$$

$$M_{鋼}^{當初}, M_{油}^{當初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{當初}$, $M_{油}^{當初}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1. に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 又は $M_{油}^{変更}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{油}^{変更}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を

用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。
- ② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合には、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合には、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5.(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4.の対象数量とすることとしたものについては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握

されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D) (以下「対象数量」という。) は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書 (営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。) に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量
- ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの (運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。) にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1) に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格 (数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格 (数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4.の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に

合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約書第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

附 則

1. この通知は、平成20年6月13日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る8. (1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の

残工期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日まで」とする。